

# 9月は 障がい者雇用支援月間

一人ひとりが輝くために

生涯にわたって心身ともに健やかに生き、お互いを理解しながら、そして尊敬しあいながら、ともに手を携えて心の通いあうまちで暮らすことは私たちの願いです。

障がい者雇用支援月間は、すべての人が、働くことを通じて社会に参加し、生きがいを感じながら毎日を過ごすことができるよう、事業主のみならず、広く国民一般に対して障がい者雇用の機運を醸成するとともに、障がい者の職業的自立を支援するために設けられました。

市ではこの月間にあわせ、障がいのある人の雇用促進について、市民の皆さんに認識と理解を一層深めていただくとともに、障がいのある人の就業意欲の喚起を行っています。

障がいのある人が適切な職業に就き、力を十分に発揮できる環境をととのえることは、雇用する企業、そして、地域社会全体の強みともなります。皆さまのご理解とご協力をお願いいたします。

## 障がい者 雇用促進セミナー

障がい者雇用のヒントとなるセミナーです。皆さまの参加をお待ちしています。

日時 9月21日(水)

午後2時～4時

場所 文化会館 2階学習室

テーマ 『精神障がい者の就業上の留意点』

講師 たつの就労支援センター

ーいねいぶる

理事長 宮崎宏興氏

参加料 無料

◎観光商工課

☎43・6838

## 西はりま障がい者雇用促進のついで 合同就職面接相談会

ハローワーク姫路及び龍野では、障がいのある人を対象とした就職相談面接会を開催します。

日時 9月20日(火)

午後1時30分～3時30分

場所 姫路キャッスルホテル

3階鳳凰の間

内容 障がい者と求人者が一堂に会する就職面接相談会

(当日は履歴書・障害者手帳をご持参ください)

◎ハローワークあこ

☎42・2376

## 心身障害者雇用奨励助 成金をご利用ください

心身障がい者の自立を促進するために、ハローワークを通じて障がい者を雇用した事業主に対して、雇用奨励のための助成金を支給します。

支給の条件 6カ月以上の常用雇用であること

支給対象月 労働時間が6時間以上である日が、14日以上ある月

支給金額 12,000円/人・月(6カ月ごとに支給。2年間を限度)

◎社会福祉課

☎43・6833

## ハローワークにご相談ください

●就職を希望する障がい者の皆さんへ

求職登録を行い、技能、職業適性、知識、希望職種などの状況に基づき、ケースワーク方式によるきめ細かな職業相談、職業紹介を行っています。

●障がい者を雇用している事業主、雇い入れようとしている事業主の皆さんへ

雇用管理上の配慮等についての助言や、必要に応じて専門機関の紹介、各種助成金(障害者トライアル雇用奨励金、障害者初回雇用奨励金等)の案内を行っています。

## 事業主の皆さんへ 障害者雇用納付金制度

障害者雇用促進法は、事業主に対して、雇用する労働者の1・8%(法定雇用率)以上は障がい者を雇用するよう義務付けています。

事業主間の経済的負担を調整するため、雇用する障がい者が一人不足することにより、当たり5万円を徴収し、それを原資として、法定雇用率を超えて障がい者を雇用する事業主に助成金を支給する仕組みが障害者雇用納付金制度です。

●対象 障がい者の身近な雇用の場である中小企業の雇用状況改善を図る目的か

◎ハローワークあこ

☎42・2376

◎ハローワークあこ

☎42・2376

◎ハローワークあこ

☎42・2376